

## (4) 地域の特色を生かした教育活動を目指す学校選択制

### (特認校制)

導入年度：平成15年度 対象校：小学校1校、中学校1校

愛知県一色町

#### 1 一色町及び佐久島の概要

一色町は愛知県の中南部、幡豆郡にある町で、うなぎ養殖やカーネーション生産で知られている。三河湾に面しており、町内の離島として佐久島がある。一色町の人口は、約2万4千人であり、一色町内には小学校5校と中学校2校がある。

佐久島は三河湾のほぼ中央に位置し、面積約1.81㎢の県下最大の島である。島の8割以上は里山で、緑豊かな自然が広がる。島内には弥生時代の貝塚や40基を越す古墳、400年続く盆踊りなど、有形無形の歴史と伝統が色濃く残っている。産業の基盤は、漁業と観光である。人口は、現在304人、世帯数165で、人口のほぼ半数を65歳以上の高齢者が占め、過疎と高齢化が確実に進んでいる。

#### 2 経緯、趣旨

佐久島小学校及び佐久島中学校（以下「佐久島小・中学校」という）は、佐久島にあるへき地校である。年々、小中学校の児童生徒数が減り、学年によっては一人も子どもがいない状況も生まれ、学校そのものの存続が危惧されるようになった。地域の住民からは、「豊かな自然環境と少人数による人間的なふれあいが期待できるこの恵まれた教育環境を廃校によって失いたくない」という要望が高まってきていた。

このような背景のもと、平成12年度から、佐久島小・中学校を存続する手だてをさぐり、その3年後の平成15年4月から、小規模校のすぐれた面を生かすことができる学校づくりを目指した取組を行っている。

佐久島小・中学校において、特色ある教育を希望する保護者に対して、指定通学区域を越えた入学（以下「特認入学」という）を可能にし、子どもたちが渡船で佐久島小・中学校に通学できるようにする制度である。この制度によって一色町全域から渡船で通学（30分）してきている児童生徒は「しおかぜさん」と呼ばれ、島の人々に温かく見守られながら、ボランティア活動や島おこしなどにも積極的に参加している。



#### 3 制度の概要

##### (1) 小規模特認校制度

この制度は、自然環境に恵まれた小規模の小学校や中学校で、心身の健康増進を図り、体力づくりを目指し、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望がある場合に、一定の条件を付し、入学を認めるものである。

一般的に児童生徒の就学指定校は、教育委員会が定めた通学区域に応じて決定される。この取組は、学校の指定を変更し、保護者が上記の趣旨と目的にそって、小規模校の有する特色の中で、児童生徒に教育をうけさせたいという場合に限定されるものであり、保護者の希望のみで就学校の変更を認めるものではない。

したがって、保護者が小規模特認校に児童生徒の特認入学を希望する場合は、通学状況や生活指導など入学の条件について、十分に教育的な配慮をした上で、一色町教育委員会の指定する佐久島小・中学校に限り入学を認めるものである。

また、この制度を支援するものとして、小規模特認校制度による通学児童生徒渡船料助成事業がある。通学児童生徒の保護者に対し、渡船料の全額助成を行うことで、保護者の負担を軽減し、佐久島小・中学校の教育活動の充実を図っている。

## (2) 制度の対象及び定員

小学校においては3年生以上を対象とし、複式学級で1学級14名以内とする。中学校においては全学年を対象とし、複式学級で8名以内として定員を定める。

## (3) 就学の条件

- ① 自宅から学校までの通学は、保護者の責任において行うこと。
- ② 就学する児童生徒・保護者は、一色町に住所を有し居住していること。
- ③ 保護者は、児童生徒が従前の通学区域を越えて通学することから、登下校における安全確保、生活指導等に対する配慮が特に必要であり、これらを正しく理解し、学校の指導体制に協力すること。
- ④ 従前の通学区域に基づく学校以外の学校に通学するという特殊事情から、身体的状況が通学に耐えられることが前提であり、就学にあたり必要と認める場合は、公立病院の医師の診断書により調査確認をし、心身に障害がある場合は、原則として就学を認めない。
- ⑤ 就学期間は、1年以上の通年通学に限るものとする。
- ⑥ 就学は原則として、年度当初からとする。ただし、定員が満たない場合で教育委員会が特に必要と認めた場合は、年度の途中で就学することができる。
- ⑦ 就学許可後において申請の事実と異なったり、この制度の趣旨に添わない事実が生じた場合は、就学を取り消すことがある。

## (4) 就学の申請と決定

- ・就学を申請する保護者は、指定校変更申請書を教育委員会に提出しなければならない。
- ・教育委員会は、上記申請があった場合においては、速やかに就学の決定を行い、指定校変更許可・不許可通知書を保護者に送付するものとする。

## 4 事務の流れ

時 期	内 容	備 考
10月27日	受入可能人数等募集要項決定	一色町教育委員会と協議
12月 1日	「しおかぜ通学（特認入学）募集要項」を一色町広報誌「ふれあい広報」に掲載	
12月 3日	「しおかぜ通学（特認入学）説明会」案内ちらし配布	町内の小中学校に配布
12月 9日	「しおかぜ通学（特認入学）募集案内」「体験入学募集案内」ちらし配布	町内の小中学校に配布
12月15日	「しおかぜ通学（特認入学）説明会」開催	一色町公民館
12月18日	体験入学申込み締切	
1月21日	体験入学	佐久島小・中学校
2月 1日～ 2月12日	「しおかぜ通学（特認入学）」の募集受付	一色町教育委員会受付 資格確認
2月23日	「しおかぜ通学（特認入学）」決定者説明会	佐久島小・中学校

## 5 実績と傾向

この取組みを開始して、7年が経過した。この間の佐久島小・中学校の児童生徒数は、以下のとおり推移してきた。

(佐久島小学校)

年 度	全児童数	しおかぜ通学 (特認入学)	しおかぜ通学 割合
15年度	10人	4人	40%
16年度	10人	3人	30%
17年度	17人	7人	41%
18年度	14人	6人	43%
19年度	13人	5人	38%
20年度	12人	2人	17%
21年度	16人	1人	6%

(佐久島中学校)

年 度	全生徒数	しおかぜ通学 (特認入学)	しおかぜ通学 割合
15年度	7人	1人	14%
16年度	9人	2人	22%
17年度	10人	3人	30%
18年度	11人	6人	55%
19年度	11人	6人	55%
20年度	13人	11人	85%
21年度	9人	8人	89%

## 6 特認校制度の成果と課題

### (1) 成果

- ・ 少人数指導の下で、子ども一人一人の学力向上、豊かな人間性の育成に効果が上がった。
- ・ 島内出身の児童生徒と島外出身の児童生徒とのふれあいにより、教育活動が活性化した。お互いの人間的ふれあいにより刺激を受け、向上心の涵養や学力向上につながった。
- ・ 学校が島のコミュニティーの中心になり、地域の社会生活を活性化させる一要因になっている。
- ・ P T A活動がさかんになり、各行事への親の参加が増えた。

### (2) 課題

- ・ 学校の特色を求めると、学力を高めることの両面からの親のニーズに対応していくことが求められている。また、島内出身児童生徒の保護者と島外出身児童生徒の保護者のニーズの違いが見られる場面があった。
- ・ 不登校傾向、学力不振、大規模校での不適應等の課題のある子どもの教育ニーズと島民出身者の教育ニーズとが異なる場面が生じている。
- ・ 小規模校としての特徴を教育課程に位置づけるとともに、一色町全域から児童生徒が通学していることの良さを十分に生かす工夫が求められている。

— 本事例の問い合わせ先 —  
一色町教育委員会 学校教育課  
TEL 0563-73-6886